

令和7年 9月24日

受注者会員様

広島市水道局建設工事安全協議会
会長 倉本 祥文

安全管理及び作業手順の確認と徹底について（通知）

貴社におかれましては、建設工事等における事故・災害防止について、日頃から安全教育及び安全パトロールの実施などを積極的に取り組まれておられるところですが、令和7年（1月～8月）において、2件の労働災害が発生しました。

1件目は、令和7年2月、添架管塗装工事において、ブラスト（素地調整）作業中に加圧されたノズルが大腿部に直撃し被災する事故。

2件目は、令和7年8月、電動機設備保守点検整備作業において、当該設備が停電しているものと勘違いし、感電する事故です。

事故・災害は、一人ひとりが意識し注意し合うことや、工事現場等全体で危険防止策を講ずるとともに、安全点検や安全教育を実施することなどにより安全意識を高揚させ、未然に防ぐことが可能であると考えます。

一旦、事故が起きますと、被災者への直接的な影響のみならず、その職場やその家族などにも影響が及び、また、受注者にとっては、事故等の状況により、指名停止等の措置や社会的信用が失墜する場合があるなど、非常に深刻な事態が広範囲に及びます。

「安全が何よりも優先する」という考えのもと、安全の確保、事故・災害の未然防止を図るため、今後とも社員をはじめ下請業者や関連業者などに対しても安全関係法令の遵守及び安全管理に関する教育・指導をより一層徹底していただき、建設工事等の事故・災害の撲滅に努めていただきますようお願いします。